

史跡中里貝塚  
デジタルコンテンツ等の構築および運用支援業務委託

【プロポーザル公募要項】

令和8年6月

東京都北区教育委員会事務局  
教育振興部

## 史跡中里貝塚デジタルコンテンツ等の構築および運用支援業務委託 プロポーザル実施説明書（公募要項）

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

史跡中里貝塚デジタルコンテンツ等の構築および運用支援業務委託

#### (2) 業務目的

地中に眠る巨大貝塚「中里貝塚」を、高精細CG等によって復元した映像等で可視化することで、史跡の本質的価値や魅力をわかりやすく伝え、史跡と本史跡を育んだ北区への興味関心の喚起、また郷土愛の醸成を図る。そして史跡を活かしたまちづくりおよび、史跡の将来への確実な継承につなげる。

#### (3) 業務内容

①映像番組およびコンテンツの素材となる高精細CG等の作成

②デジタルコンテンツの制作

③公開サイトの制作

※詳細は、別紙1「概要書」のとおり

#### (4) 履行期限

令和9年3月31日（水）

#### (5) 業務実施上の条件

他の特別区、市区町村または都道府県、国（独立行政法人を含む）において、同等のデジタルコンテンツ構築業務の受託経験を有すること。

#### (6) 成果品

・制作物のデジタルデータ一式 2部

・業務報告書 2部

#### (7) 予定価格（上限価格）

¥29,544,075円（税込）

最低制限価格については、設置しない。

### 2 プロポーザル参加者に要求される資格

本デジタルコンテンツ等の制作目的を達成するため、デジタルコンテンツに精通し、構築業務に関する知識および経験を有する者。ただし次のいずれかに該当する場合は、応募できないものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されている。

(2) 役員等に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。

(3) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生または再生手続きをしている。

- (4) 応募書類提出時点で、東京都北区の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる(暴力団の利益となる活動を行うことを含む)。
- (6) 最近3年間の法人税、法人住民税(市町村民税法人分)、法人事業税、消費税及び地方消費税などを滞納している。
- (7) 本プロポーザルの他応募者(会社)と、主たる役員が重複している。

なお、応募者が契約締結までの間に、上記に規定する応募者資格を有しなくなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

### 3 提案書等の審査方法及び審査基準

#### (1) 第一次審査

提出書類による審査

提出された書類による審査を行う。

※審査基準は「別紙2-(1)」のとおり

#### (2) 第二次審査

プレゼンテーションによる審査

多数の参加希望があった場合には、第一次審査で選定された業者(上位3社程度)に対して行う。

※審査基準は「別紙2-(2)」のとおり

### 4 参加表明について

#### (1) 提出書類

参加表明書(様式1)

#### (2) 提出期限

令和8年6月26日(金)午後5時(必着)

#### (3) 参加表明書の提出方法

郵送または持参にて提出

[郵送の場合]

「7 担当及び問い合わせ(書類等提出)先」宛

[持参の場合]

提出先: 北区飛鳥山博物館

受付時間: 午前10時から午後5時

※「7 担当及び問い合わせ(書類等提出)先」に、事前に電話連絡のうえ持参すること。

#### (4) 参加表明の取り消し

参加表明(参加表明書の提出)以降に、本プロポーザル参加を辞退する場合は、以下の方法により参加表明辞退届(様式2)を提出すること。

①提出期限  
令和8年7月7日（火）午後5時（必着）

②提出方法・提出先  
上記4（3）と同じ

## 5 プロポーザル実施にあたっての質問及び回答

### (1) 質問受付期間

令和8年6月16日（火）から令和8年6月18日（木）午後5時（必着）まで

### (2) 質問受付方法

質問は、以下の事項を踏まえ、メールで送信すること。

送信先）：「7 担当及び問い合わせ（書類等提出）先」に記載のメールアドレス

件 名）：「【会社名】史跡中里貝塚プロポーザル質問」

本 文）：指定なし

添 付）：「質問書」（様式3）

### (3) 回答日

令和8年6月19日（金）

### (4) 回答方法

①メールにより、質問の送信元アドレスへ「質問回答書」にて回答する。

②質問票を送付後に、追加で質問を行う場合は、送付済みの質問票に追記し、受付期間内に再送すること。

③公平を期するため、質問票提出事業者及び質問の有無にかかわらず、回答期限までに参加表明書類を提出した全応募者宛てに送信する。なお質問をした応募者は、6月19日（金）午後4時を過ぎても回答が届かない場合は、電話により問い合わせを行うこと。

## 6 提案書等の作成様式等

### (1) 提出する書類

①応募者の概要（様式4）

②受託実績（様式5）

③企画提案書（様式6）

④見積書（様式7）

※別紙4様式一覧参照

### (2) 提案書等の作成様式及び記載上の留意事項

①別紙1「概要書」及び別紙3「企画提案書作成要領」により作成すること。

②企画提案書については、提案書正本表紙の会社名以外に、応募者が推測できるような記載（会社のロゴマーク等を含む）を行わないこと。

### (3) 提案書等受付期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月7日（火）午後5時（必着）まで

(4) 提案書等の提出方法

郵送または持参にて提出

[郵送の場合]

「7 担当及び問い合わせ（書類等提出）先」宛

[持参の場合]

提出先：北区飛鳥山博物館

受付時間：午前10時から午後5時

※「7 担当及び問い合わせ（書類等提出）先」に、事前に電話連絡のうえ持参すること。ただし、6月29日（月）～7月3日（金）は、館内消毒作業による臨時休館のため、持参による提出は不可とする。

7 担当及び問い合わせ（書類等提出）先

〒114-0002 北区王子1-1-3 北区飛鳥山博物館

受付時間：午前10時～午後5時

電話：[月曜日] 03-3916-1815（直通）

[月曜日以外] 03-3916-1133（直通）

担当：安武・鈴木

E-mail：hakubutsukan@city.kita.lg.jp

※6月29日（月）～7月3日（金）は、館内消毒作業による臨時休館のため、電話・メールともに問い合わせは不可とする。

8 審査結果の通知

(1) 第一次審査

第一次審査の結果は、提案書の提出者すべてに書面により通知する。また第二次審査対象者に対しては、第二次審査に関する詳細を併せて通知する。

(2) 第二次審査

第二次審査の結果は、審査委員会で決定した契約交渉順位第1位および第2位の提案書の提案者に対して、決定した日から10日以内に、書面により通知する。また契約交渉順位第2位までに入らなかった者に対しては、決定した日から10日以内に、提案書の審査結果について書面により通知する。

9 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール

公募要項の公表期間	令和8年6月13日（土）から 令和8年7月7日（火）まで
質問の受付期間	令和8年6月16日（火）から 令和8年6月18日（木）まで
質問の回答	令和8年6月19日（金）
参加表明書の受付期間	令和8年6月13日（土）から 令和8年6月26日（金）まで
提案書等の受付期間	令和8年6月23日（火）から 令和8年7月7日（火）まで
第一次審査（書類審査）	令和8年7月14日（火）

第一次審査結果の通知（予定）	令和 8年 7月 16日（木）
第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8年 7月 28日（火）
委託事業者内示・第二次審査結果の通知（予定）	令和 8年 7月 29日（水）
委託開始	令和 8年 8月上旬

## 10 その他の留意事項

- (1) 無効となる参加表明書類または応募書類  
参加表明書類または応募書類が次の条件のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。なお無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。
  - ①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
  - ②指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ③虚偽の内容が記載されているもの。
  - ④審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- (2) 提出等に伴う費用  
参加表明書類及び応募書類の作成並びに提出に伴う費用はすべて応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における参加表明書類及び応募書類等の差し替え並びに再提出は認めない。ただし担当部署の指示による差し替え及び再提出はこの限りではない。
- (4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加表明書類及び応募書類等は返却しない。
- (6) プロポーザル審査の過程については公表しない。また審査結果についての異議申し立ては認めない。
- (7) 北区が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的での使用を禁ずる。
- (8) 応募者は本書及び付随資料等により知り得た情報については、第三者に開示してはならない。
- (9) 応募者の書類は、公表等に必要な場合、北区が無償で使用できるものとする。また委託契約締結後は、公正性、透明性および客観性を期するため、公表することがある。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開する。
- (10) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。